

名西 青色だより

第194号
令和5年10月20日
発行 名古屋西青色申告会
広報部 部長 福島 保
名古屋市区花の木1-10-13
電話 052(522)5216



名古屋西税務署長

小山 太郎

税務署長の「挨拶」

牛田会長をはじめ、名古屋西青色申告会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋西税務署長を拝命いたしました小山太郎と申します。

前任の山本署長同様、よろしくお願い申し上げます。

名古屋西青色申告会におかれましては、昭和29年の会発足以降多に会員の皆様が一一致協力し、青色申告の普及と適正な申告納税制度の推進に向け、様々な活動に熱心に取り組んでこられましたことにつきまして、深く敬意を表します。

この数年のコロナ禍の影響もあ

り、経済社会において「デジタル化」が一気に進み、社会を取り巻く環境や働き方も大きく変化しております。このような情勢から、行政においてもデジタル化の必要性が顕著化し、国税組織といたしましては、デジタルを活用して申告・納税をより簡単に、より便利にできるよう納税者の利便性の向上に努めるとともに、誠実に申告・納税を行っていらっしゃる方が不公平を生じることのないようにデジタルの利点を最大限に活かして税務署の業務もより効率的に、より高度に行えるように努め、国民の皆様の信頼にこたえるよう最大限の努力をしております。

を基本方針として掲げておられる名古屋西青色申告会のさまざまな取組は、我々にとって大変心強いものであります。

また、消費税のインボイス制度が開始されますが、税務署としましては、制度の円滑な導入と定着に向けて、引き続き周知・広報を進めるとともに、事業者の立場に立つて柔軟かつ丁寧に対応してまいります。

つきましては、信頼される税務行政の執行に向けて、会員の皆様と十分な意思疎通を図り、これまで築いてまいりました良好な信頼・協調関係をより一層発展させていきたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋西青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

インボイス制度について詳しくは

インボイス制度とは何か？など、Q&Aやパンフレット等の内容については

インボイス制度特設サイト



インボイスコールセンター
(9時-17時 土日祝除く)

0120-205-553

説明会への参加申込・個別相談については

インボイス制度の説明会



税務署へ個別に相談する



税制以外のご相談は

関係省庁等の相談窓口



国税局 税務署 青色申告会合同研究会

9月20日(水)に、第50回国税局・税務署・青色申告会合同研究会(市内ブロック)が名古屋市中企業振興会館で開催されました。

本会からは、牛田会長、福島副会長、長谷川事務局長が出席しました。名古屋西税務署からは、個人課税第一部門早川政志統括国税調査官と櫻井悦臣上席国税調査官の2名が出席されました。

今年の研究テーマは、発表会である中村会、中川会、熱田会がそれぞれ抱えている問題をテーマにして発表していました。

まず、中村会は「会勢拡大について」というテーマで、財政の安定を目指すための工夫を発表していました。また、中川会は「会員増強」というテーマで、新規会員獲得への取組について発表していました。そして、熱田会は、「①会体制強

化、②インボイス指導、③広報活動」というテーマで、それぞれの現状・問題点と、その対応施策について発表が行われました。

その後、質疑応答が設けられており、本会を含めた各会、各税務署担当官による活発な討議が行われました。

質疑応答の後に、名古屋国税局個人課税課、東山路子記帳指導専門官よりご講評をいただきました。

発表・質疑応答から、各会の様々な取組を知ることができ、充実した研究会となりました。

お給料を出している事業所は、 年末調整が必要です！

従業員給与
専従者給与

(2023年分のお給料が0円でも、専従者給与の届出を提出している事業所は、給与支払報告書、納付書、法定調書合計表の年末調整書類の提出が必要です)

青色申告会での指導は、12月11日(月)から翌年1月19日(金)まで行います。

(1月22日以降は有料指導になります)

お持ち物等の詳細は、次月の配布物「年末調整のお知らせ」をご覧ください。

今後も青色申告会は、より税務署との協力関係を充実し、合同研究会の成果を会員の皆様への指導に反映してまいります。



国税局・税務署・青色申告会
合同研究会で閉会のあいさつをする
牛田会長

青年部 女性部 部員募集

青年部・女性部では、部員を募集しています。
交流会、お茶会、昼食会など、様々な行事で活動し、個人事業に係る部員同士の親睦を深めています。
皆様も参加しませんか？

※お問い合わせは
事務局までお願いします。

最新情報はホームページで！！

ホームページに当会の最新情報を随時掲載しています。ぜひご確認ください。

URL : <http://www.meiseiao.com> (左記のQRコードからもご覧いただけます)



会員専用ページのユーザー名とパスワードは、隔月配布の機関誌「BLUE RETURN」の3ページ欄外に記載されている青色申告会のポータルサイトのユーザー名とパスワードと同じです。

労働保険事務組合

労働者(従業員・パートタイマー・アルバイト等)を雇っている場合には、労働保険の加入義務が発生します。(専従者はこれにあたりません)

まだ加入手続きをとられていない事業主の皆さまは、名古屋西青色申告会へご相談ください。

労働保険事務組合制度とは…
国によって認可されている制度で、事業主様に代わって複雑な労働保険事務手続きを事務組合が
お手続きします



【問い合わせ先】
労働保険事務組合 名古屋西青色申告会
TEL:052-522-5216 FAX:052-522-5229

インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【売手の対応】 Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**

事後交付が困難な小売店などはどう対応するか？

⇒ 事前に**インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせしたうえで、

- ・ **事業者のHP等において「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日(通知を受けた日)までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷する方法により、レシートと併せて保存してください」と掲示する**
- ・ **買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらうといった対応が可能です

※ これらの取扱いは、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、**登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいのか？**

事前に**インボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できた**ときは、受領した登録番号のない**請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**

事後的に交付されたインボイスや登録番号の**お知らせを保存することが必要**です
※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)ですので、上記対応は不要です。

受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したが、**登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？**

インボイスの適正性(番号が有効かどうか)については、**事業者においてご確認**いただく必要があります

ただし

全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります

【**具体例**】

- ・ **新規取引先との取引：確認する**
 - ・ **継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない**
- ※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間(原則1年)単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

取引に入る前の確認も重要です

※ 少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例(インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です)を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※ 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様が公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。